

市川市雇用促進奨励金 交付制度のご案内

平成27年3月1日以降に公共職業安定所等の紹介により雇い入れた障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父が、それぞれ以下の条件全てに合致した場合、事業主の皆様には奨励金を交付します。また、申請書類等につきましては、市から申請時期に通知いたします。

ただし、市川公共職業安定所以外の公共職業安定所等の紹介による場合は、通知できませんので、担当部署までご連絡ください。

1. 共通の交付要件

- (1) 雇用時に市川市に居住し、申請時まで引き続き市内に住民登録をしている。(※1)
- (2) 公共職業安定所、地方運輸局または職業紹介事業者(※2)の紹介により採用している。
- (3) 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)の支給決定を受けている。
- (4) 対象労働者について、奨励金の交付を受けたことがない。

※1 配偶者からの暴力の防止その他特別の事情により市川市に住民登録をすることが困難であると市長が認めるときは、市内居住の事実を確認して判断します。

※2 職業紹介事業者とは、特定就職困難者雇用開発助成金の支給にかかる同意書を労働局に提出し、職業安定局長が定める標識を事務所に掲示している有料・無料職業紹介事業者をいいます。この場合は、市内の事業所で雇用した場合に限ります。

2. 対象労働者と交付額

対象労働者	交付額と交付回数
母子家庭の母等	月額2万円、6ヶ月ごとに2回交付
父子家庭の父	
身体・知的障害者(45歳未満)	
身体・知的障害者(45歳以上)	
精神障害者	月額2万5千円、6ヶ月ごとに3回交付
長時間労働重度障害者	
短時間労働重度障害者	

3. 雇用日から交付対象期間の計算方法及び申請期間

- (1) 起算基準日 ① 1日から15日の間に雇用した場合、同じ月の16日
② 16日から末日の間に雇用した場合、翌月の1日
- (2) 起算日(奨励金の交付開始日)…起算基準日から対象区分ごとに計算した日
- (3) いずれの対象区分も起算日から6カ月経ったときに申請できます。(60日以内)

4. 対象労働者と起算日

1週あたりの勤務時間	対象労働者	障 害	企業規模 ※3	起算日 (起算基準日 から…)	備 考
30時間以上	母子家庭の母等	/	大企業	1年後	申請時に子ども が20歳未満※4
			中小企業		
	父子家庭の父	/	大企業	1年後	児童扶養手当受 給者
			中小企業		
	身体・知的障害者 (45歳未満)※5	普 通 障 害	大企業	1年後	(2年後 ※6)
			中小企業	1年半後	
	身体・知的障害者 (45歳以上)※5	普 通 障 害	大企業	1年半後	(3年後 ※6)
中小企業			2年後		
精神障害者	/	大企業	1年半後	(3年後 ※6)	
		中小企業	2年後		
長時間労働重 度障害者	重 度 障 害	大企業	1年半後	(3年後 ※6)	
		中小企業	2年後		
20時間以上 30時間未満	短時間労働重 度障害者	重 度 障 害	大企業	1年後	(2年後 ※6)
			中小企業	1年半後	

※3: 企業規模は下記参照 ※4: 子どもが20歳以上でも重度障害者なら該当

※5: 45歳未満と45歳以上は雇用した日の年齢で区分します。

※6: 平成29年10月以降に雇用した場合の起算日の考え方です。

5. 中小企業は、業種ごとに下記の表に該当するもの。(大企業は、中小企業以外のもの)

産業分類	資本または出資額	常時雇用する労働者数
小売業・飲食店	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

6. 全般的注意事項

- (1) 1回目の申請が交付決定されない場合、2回目以降の申請は出来ません。
- (2) 各対象者の勤務時間について、6ヶ月勤務した場合、実働時間を26週で割り返して計算します。(勤務した月数により、基準時間が変わります。)

その結果、各対象者の1週あたりの勤務時間数を超えるのが条件となります。
- (3) 平成27年3月1日から平成29年9月30日までの雇い入れと平成29年10月以降の雇い入れでは、同じ対象労働者の区分でも申請までの期間が異なる場合があります。

◎詳細につきましては、下記までお問い合わせください。

市川市 経済部 商工振興課 雇用労政グループ
〒272-0023 市川市南八幡2-20-1 市川市勤労福祉センター 2階
電話 047-704-4131/FAX 047-370-5205